



大第136号

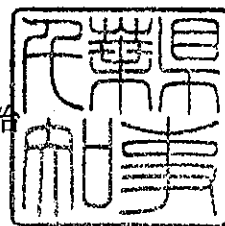
千葉県環境審議会 様

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策
指導要綱の改正について（諮問）

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱
について、指導基準の一部変更等を行うこととしていることから、同要綱の
改正について諮問します。

平成30年5月7日

千葉県知事 鈴木 栄治



（諮問理由）

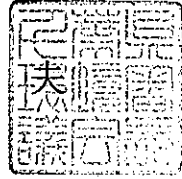
県では、窒素酸化物による大気汚染の防止に資するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」において、発電ボイラー等の指導基準を定め、排出抑制を図っている。

このたび、同要綱の指導基準の対象施設に、発電事業の用に供するガス機関等を追加し、指導基準を設定するなどの改正案をとりまとめたことから、改正について検討する必要がある。

環 第 1 2 7 号
千 環 審 第 1 号
平 成 3 0 年 5 月 1 0 日

千葉県環境審議会
大気環境部会長 畠山 史郎 様

千葉県環境審議会
会長 瀧 和



審議事項の部会への付議について

平成30年5月7日付け大第136号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議しますので、よろしく御審議願います。

記

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正について